

# 平成24年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1	府省庁名 内閣府
対象税目	個人住民税 <b>法人住民税</b> 住民税(利子割) <b>事業税</b> 不動産取得税 固定資産税 <b>事業所税</b> その他（ ）	
見直し項目名	観光振興地域における特例措置の廃止	
見直し内容（概要）	<p>現行の観光振興地域制度に係る税制上の特例措置を、平成24年3月31日をもって廃止する。</p> <p>なお、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）が平成24年3月31日に期限を迎えることから、次期法制においては、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化等の課題に対応し、地域の特性に応じたきめ細かな観光振興を図るため、同法に基づく観光振興地域を、国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）に分割することとし、各地域に観光関連施設を新設した場合に税制優遇を行うことにより、質の高い観光施設の立地を促進する。</p> <p><b>【新たに要望する特例措置の内容】</b></p> <p>① 観光関連施設（一定の要件を満たしたスポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設、宿泊施設（スポーツ・レクリエーション施設等の附帯施設と一体的に設置される等の要件を満たすものに限る）に係る事業所等の事業所税の特例 ※対象の観光関連施設は、上記各地域の特性を踏まえたものとする。 資産割 課税標準 1/2 （5年）</p> <p>② 上記観光関連施設に係る特別土地保有税の非課税</p> <p>③ 上記観光関連施設を新・増設した場合に係る法人税負担の軽減が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び法人事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。</p>	
関係条文	<p>①地方税法附則第33条第1項、同法施行令附則第16条の2の8、同法施行規則第12条の3</p> <p>③地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号</p>	
増収見込額	0 （ — ） （単位：百万円）	
廃止又は縮減の理由	<p>現行の観光振興地域制度は、平成10年4月の沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）の一部改正により創設されて以来、民間投資を通じた観光関連施設の集積促進により、観光客の増加、雇用の拡大、新たな観光拠点の形成など一定の効果を発揮するなど、民間主導の自立型経済の形成に貢献した。</p> <p>しかし、近年、入域観光客数や観光収入が伸び悩む中で、沖縄を取り巻く環境や、観光に対するニーズの変化に対し、現行の観光振興地域制度では十分に対応しきれない状況になりつつある。</p> <p>このため、次期法制においては、近接するアジアの成長を取り込み、外国人観光客の誘客拡大、観光の高付加価値化、沖縄の魅力的な自然・文化と共生したエコツーリズムなどの新たな観光の展開等に対応した制度を創設することを検討しており、現行の観光振興地域制度に係る税制上の特例措置を、平成24年3月31日をもって廃止するものである。</p>	